

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	工作物の新築等の許可	
処 分 の 概 要	申請書を河川管理者に提出し、許可を受けて工作物の新築等を行う。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第26条第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	○治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、いかに掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(S51年政令第199号) ロ 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」 ○社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 ○当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 ○当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 (1)河川区域内の土地における工作物の除却について 工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置に併せて行わせることとする。 (2)埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について ○河川水位に与える影響が著しく小さいこと。 ○著しい河床変動(河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下)を生じないこと。 ○河川及び河口部の波浪高(高潮時を含む。)が大きくなならないこと。 ○河川への津波の侵入を助長しないこと。 ○河川及び河口部の水質が悪化しないこと。	
【根拠法令等】 河川法第26条第1項 (工作物の新築等の許可) 第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。